

権利擁護部会 報告

1 開催状況と協議事項

	時 期	協議事項
第 2 回	令和 5 年 10 月 30 日 (金)	現行計画での取組みについて

2 いただいた主なご意見

1 制度利用促進の中核となる機関の設置

中核機関として、ネットワークの強化やオンラインを活用した講演会や各種会議の開催、相談支援等を行ったことを報告。また、市民後見人養成研修の取組みを報告。

○相談件数が年々増加していることに対し、区としてどのような対応を考えているか。

→成年後見制度に限らず、終活支援なども含め幅広く相談を受け付けていると認識しており、窓口の処理能力も考慮していかなければならないと考えている。社協と共に相談内容を分析して今後につなげていきたい。

○権利擁護事業を担う人材の育成について、ビジョンを明確に示す必要があるのではないか。

2 社協等による法人後見の実施

法人後見の受任にあたり関係各機関、支援者との連携、支援体制やマニュアルの整備を行ったことを報告。また、区内 NPO 法人との懇談会や、講演会の開催について報告。

○NPO 法人への支援としては、社協の生活支援員を派遣することなども考えられるのではないかと。

3 地域福祉権利擁護事業等の実施

関係機関や地域団体等に対する研修の実施や事業の周知啓発について報告。

○地域福祉権利擁護事業の新規契約者数が減少している原因は。

→相談件数自体は減少しておらず、地域福祉権利擁護事業ではなく成年後見制度の利用が適しているなどのケースがある（社協回答）。

○後見制度の利用には至らないが、日常生活をサポートしてほしいというケースが多いと感じる。そのような方々を支援できるような仕組みがあると良い。

4 成年後見人等に対する報酬助成

助成対象期間や経済的要件の見直しを行ったことを報告。

○現在の報酬助成の手続きは、申請書を区へ提出し、支給決定通知を受領したあとで振込のための請求手続きを行う。申請と請求とで二度手間とならないよう、手続きを簡略化してはどうか。